

公益社団法人松戸青年会議所 運営に関する規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、定款第41条第1項第2号に基づき、公益社団法人松戸青年会議所（以下「この法人」という。）の運営に関する事項を規定する。

第2章 役員の任務

(理事長)

第2条 理事長は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する

- (1) この法人の代表として対外的に発言をして、すべての事業の総括責任を持つ
- (2) 公益社団法人日本青年会議所、公益社団法人日本青年会議所関東地区協議会、公益社団法人日本青年会議所千葉ブロック協議会その他の会議に出席し、この法人の有する議決権を行使及び意見の発表を行う

(副理事長)

第3条 副理事長は、定款に定める事項のほか、理事長と連絡を密にして、常に意見の調整と統一をし、この法人の円滑な運営のため、一体となって努力する

2. 副理事長は、各々分掌の委員会を総括して、活発な活動をはかり、各室及び各委員会間の連絡調整を図る

(専務理事)

第4条 専務理事は、定款に定める事項のほか、適切な会務の運営のため、会務を担当し、各室及び各委員会間の連絡調整を図る

2. 総会、理事会等の会議の円滑な運営のため、その設営運営を担当する

(室長)

第5条 室長は、定款第19条第1項に定める理事の義務のほか、副理事長と委員長との相互連絡及び調整に努める

(理事)

第6条 理事は、定款で定める事項のほか、次の任務を有する

- (1) 理事は、この法人の目的達成のための事業を企画、検討、実施し、かつその成果を認識して、議事録又は報告書をすみやかに理事長に提出する
- (2) 常任理事は、定款第45条第1項第3号に定めるこの法人の業務執行の決定について具体的範囲を定める。また必要に応じて理事会が十分に審議するに足りるよう、議案の内容を整理して、提出することができる
- (3) 常任理事は、理事長、副理事長、専務理事、議長、室長とする
- (4) 理事会における議長は、理事長、副理事長及び専務理事と連絡を密にし、業務遂行意思決定機関である理事会を公正円滑な運営のため、その運営を担当する
- (5) 所属委員会の職務分掌について疑義を生じた場合、理事会の決定に従う

第3章 理事会

(定例理事会)

第7条 定例理事会は、毎月第4水曜日に開催する。ただし、理事会の決議により定例理事会の開催日を変更することができる

(臨時理事会の招集)

第8条 臨時理事会を招集するには、会日の7日前までに、書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話その他の方法により所定の日時を置かないで通知することができる

2. 前項の通知は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により発することができる

(理事会審議事項)

第9条 理事会は、次の事項を審議する

- (1) 定款及び諸規定に関する事項
- (2) 総会及び例会に関する事項
- (3) 会員の入退会、褒賞、懲罰及び除名に関する事項
- (4) 委員会の編成及びプロジェクトチームの設置並びに廃止に関する事項
- (5) 公益社団法人日本青年会議所に関する事項
- (6) 事業計画及び事業報告の承認に関する事項
- (7) 委員会活動の助長及び活動計画の承認に関する事項
- (8) 予算及び決算の承認に関する事項
- (9) 予算執行の監督に関する事項
- (10) その他本会議所の運営に関する事項

第4章 例会

(例会の開催)

第10条 例会は、毎年4回以上、開催するものとする。ただし、必要があるときは、理事会の決議により変更又は中止することができる

(出席義務)

第11条 正会員は、すべての例会に出席する義務を負い、欠席又は遅刻をする時は、必ず、所属委員長に連絡しなければならない

2. 例会に出席した会員は、必ず所定の出席簿に署名をしなければならない

(アテンダンス)

第12条 正会員は、次にあげる各種行事、出向先の会議、委員会その他の会合又は他の青年会議所の例会に出席する必要があるために例会を欠席する場合は、例会に出席したものとみなす

- (1) 全国大会
- (2) 関東地区大会
- (3) 千葉ブロック大会
- (4) 松戸 JC 例会日に行われる他の公式行事
- (5) 京都会議
- (6) JCI エリア会議
- (7) サマーコンファレンス
- (8) JCI 世界会議
- (9) その他理事会が認める大会、行事及び出向委員会

2. 前項の適用については、年度内とし、所定の様式のアテンダンス承認申込書を次回例会の前日まで、総務を担当する委員会に提出しなければならない

(メーキャップ制度)

第13条 正会員は、一身上の都合により、やむを得ず例会を欠席した場合であっても、他の青年会議所の例会に出席することにより例会に出席したものとみなす

2. 前項の適用については、年度内とし、所定の様式のメーキャップ承認申込書を総務を担当する委員会に提出しなければならない

(例会の主管)

第14条 例会の運営は、理事会で決定した委員会が主管する

第5章 室及び委員会

(室及び委員会の構成)

第15条 この法人は、事業遂行のために常設委員会を置き、必要な場合、常設委員会を統轄するために室を置くことができる

2. 常設委員会には、委員長、副委員長、幹事、委員若干名をもって構成し、室を置く場合、室長を定める

3. 常設委員会及び室は一事業年度限りとし、理事会は、次年度の委員会及び室を編成するとともに各委員会の名称を決定し、12月の臨時総会に報告しなければならない

(プロジェクトチーム)

第16条 この法人は、緊急を要する不測の事態が発生した場合、理事会の承認を得て、理事長は、プロジェクトチームを置くことができる

2. プロジェクトチームの構成は、正会員の中から、理事会の承認を得て、理事長が指名する

3. プロジェクトチームは、一事業年度限りとし、理事会で決定した事業の遂行を任務とする

4. プロジェクトチームは、前項の任務を終了したときに、原則として理事会の承認を得て解消する

5. 前項の規定は、理事会の承認を得ない場合は、当該事業年度末日をもって当然に解消されたものとみなす

(委員長、副委員長の役割)

第17条 委員長は、委員会を代表して委員会を統轄し、その任務の遂行につき責任を負う

2. 副委員長は、委員会の円滑な運営ができるように、その設営運営を担当し、委員長を補佐して、委員長に事故あるときはその職務を代行する

(委員会の開催)

第18条 委員会は、月1回以上開くものとする

(出席義務)

第19条 委員会構成員は、月1回以上委員会に出席しなければならない

2. やむを得ない理由で欠席又は遅刻するときは、あらかじめ所属委員会の委員長の承認を得なければならない

(合同委員会)

第20条 委員会は、事業を行うために必要があるときは、他の委員会と合同して事業を行うことができる

(委員会・理事の種類)

第21条 定款第52条第2項の規定に基づき、下記の通り、委員会・会議・理事を設置する。

- (1) 地域共創委員会
- (2) 青少年育成委員会
- (3) 会員拡大委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 財務・コンプライアンス担当理事
- (6) 副専務理事

第22条 前条の各委員会の業務分掌は、次の通りとする。

地域共創委員会

委員長 山本 圭一

地域社会が唯一のコミュニティだった時代から、インターネットにより誰とでもコミュニティを形成できる便利な時代となった反面、地域とのつながりの希薄化が問題となっております。県内有数のベッドタウンである松戸市においても単身世帯が多く、つながりの希薄化は明白であります。市民から愛される松戸となるには市民一人ひとりが地域の一員であるという自覚を持ち、市民と地域をつなぐを強固なものとしていく必要があります。まずは、自分たちの住まう地域に愛着を持っていただくための橋頭堡として興味や関心を持ってもらうために、地域との接点が希薄な人々でも参加しやすい一つのテーマに沿った

事業を開催し、市民と市民の対面でのつながりを持つ機会とすることで、地域でのコミュニティの重要性に気づきを与えると共に市民が地域 社会へ寄せるきっかけを創出します。そして、若年層の市政への知識を深め、地域の未来を考える機会を創るために、 市政に関する資料を作成し行政の担いを学ぶ機会を提供すると共に、各候補者の 政策を比較検討できる事業を開催し、期日前投票の意義を若者と一緒に啓蒙する ことで、地域社会の一員であるという意識を芽生えさせると共に、政治参画意識 を向上させて投票行動を促します。さらに、自分たちが地域社会に寄与しているという自覚を醸成するために、職場 と自宅の往復だけで地域との接点が少ない人々が忙しい中でも 1日のうち数分間 地域に貢献できる運動に参加していただき、その運動が地域にどのような効果をもたらしたかを検証する事業を開催することで、行政に提案できるような継続性 のある地域貢献運動を形成します。地域の様々なつながりを我々が結び付ける機会を創出することで、人々が自分 自身を愛するように地域を愛すると共に、一人ひとりが貢献活動などを通して地 域に寄与することで、地域を一変させるようなムーブメントを起こし、市民から 愛される松戸を創造します。

[事業計画]

1. 会員拡大
2. 総会・例会・地域事業・対外事業への積極的な参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 市民と地域との接点を創出する事業の開催
5. まつどの未来を定める選挙での政治参画意識の啓蒙
6. 地域社会に寄与している自覚を醸成する運動の展開

[対外事業]

1. 関東地区大会

[地域行事]

1. 七草マラソン
2. 江戸川フラワーライン

青少年育成委員会

委員長 田村 浩隆

急速に変化を続ける社会環境の中で柔軟に対応し、活躍できる人材の育成を 目指す教育 改革が始まろうとしています。これからの時代を生きていく子どもたちが社会という荒波 の中で力強く活躍する社会人へと成長していくためには、 知識や技能の習得だけではなく、

自らの考えを表現し相手に伝える力や、自己肯定感を高め他者を受容出来る力の醸成、新たな発想を生み出し活用できる力を、少年期より意識的に育める環境の構築が必要です。まずは、社会の最小単位である家庭内でのコミュニケーションを活発にするために、共通のテーマに対して親子で別々に感じたことを表現した上で発表し合える事業を開催し、各々の受け取り方の違いに気づき、相手と向き合うことの大切さや、相互理解のための表現手法を主体的に考えていく意識を醸成することで、子どもたちの伝える力を向上します。そして、失敗を恐れず自信を持ち前へ進み挑戦出来る力を育むために、チームを作り互いに協力しながら、自らに課せられた役割を全うした上で互いに認め合える事業を開催し、責任感や達成感、自尊感情を感じる機会を与え自己肯定感を育むことで、子どもたちの自信を高めると共に他者を思いやる気持ちを醸成させ、協調性や社会性の基礎を養います。さらに、時代の変化や社会的要請に柔軟に対応し解決手段に捉われることなく自ら解決出来る力を養うために、知識や技能など自分が持つ全ての力を活用し最後まで諦めずに取り組む意識を醸成する事業を開催し、問題解決に必要な思考力や判断力、表現力や新たな価値を生み出す創造力を身に付けさせることで、自ら未来を切り拓いていく力を培います。輝ける未来へと羽ばたいていくために必要なことを共に考え、成長へと繋がる機会を創出していくことで、心豊かな子どもたちを育成していく環境を構築し、この先の松戸を担う次世代が大きく夢を抱ける社会を実現することで、市民から愛される松戸を創造します。

[事業計画]

1. 会員拡大
2. 総会・例会・地域事業・対外事業への積極的な参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 対面でのコミュニケーションの重要性を説く事業の開催
5. 子どもの自己肯定感を育む事業の開催
6. 自らで考え、乗り越える力を育む事業の開催

[対外事業]

1. 京都会議
2. 全国大会

[地域行事]

1. こどもまつり（ちびっこ相撲）

会員拡大委員会

委員長 大橋 優裕

明るい豊かな社会の実現に向けて今後もより力強い運動や様々な事業を展開していくためには、一人でも多くの同じ志をもった次の世代を担う仲間を集め、より大きな運動体を形成していくことが必要です。そのためにも会員拡大は必要不可欠な基本運動であり、それを決して他人事とはせず、当委員会が自らの責任のもと率先垂範して実行し、さらには旗振り役となって全メンバーで取り組むことができるように推進していく必要があります。まずは、将来の松戸を担うメンバーを発掘するために、足を使ってオブザーバーとの接点を創出し、他委員会や本年度卒業メンバーとオブザーバー情報を共有しつつ一緒に勧誘することで、全員拡大を実現します。そして、入会までの確度を高めるために、ウェブ上で視覚的な訴求力のあるPRページを作成すると共に、異業種交流会を実施し、青年会議所運動の発信を力強く行うことで、会員拡大活動へとつなげていきます。さらに、より多くのオブザーバーを集めるために、自己成長意欲が喚起されるテーマで講演会を開催し、その中でメンバーが我々の運動の魅力を発信していくことで、全メンバーでの会員拡大を実現していきます。また、青年経済人にとって有益な気付きを得ていただくために、自己の成長や人脈の形成に重要な要素である出会いを生み出し、メンバーとの交流自体がその実現の一助となることで、更なる拡大へとつなげます。そして、入会后すぐに安心して青年会議所運動に参加していただくために、当委員会が新入会員のフォローを実施し、活発にコミュニケーションを取ることで、新入会員が組織へ定着するよう取り組んでいきます。会員拡大に対する行動全てが大きな運動体を作り出し、大きな運動体が青年会議所運動を強く発信することで明るい豊かな社会の実現につなげ、同じ志を持つ仲間達と共に青年会議所運動を地域社会に向けて展開していくことで、市民から愛される松戸を創造します。

[事業計画]

1. 会員拡大
2. 総会・例会・地域事業・対外事業への積極的な参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 会員拡大推進活動の企画、運営
5. 会員拡大に対する意識向上
6. 卒業生と連携しての拡大活動
7. 新入会員認承式の企画、運営、実施
8. 新入会員への適切なフォロー

[対外事業]

1. OB交流会
2. サマーコンファレンス
3. タートン訪台・来松

[地域行事]

1. 献血運動

総務委員会

委員長 田居 寛康

組織の基盤となる総務は、円滑な組織運営を遂行していく上で下支えとなり安定して組織を機能させると共に、一人ひとりが何をしなければならないかを考えて積極的に行動しやすい環境を提供していくことが義務であり、課せられた担い を当然に遂行していくことは勿論のこと、メンバーが互いに助け合える環境を構築し、これまでの伝統を継承しつつ時代に順応できる組織へと飛躍させると共に、全体を一つの輪にしていく必要があります。まずは、関係諸団体や各地会員会議所メンバーにこれまでの感謝を伝え今年度の方途を力強く発信するために、新年祝賀会を皆で協力して開催し、半世紀を過ぎ新たな一步を示すことで、地域から必要とされ続けるような存在を目指すと共に、信頼関係を継続します。そして、健全な組織運営を行なうために、最高意思決定機関である総会、及び諸 会議の設営、監事監査を運営し、効率的に進行していくと共に、決定事項をメンバーへ迅速に周知伝達し、且つ正確に電子文書等で提示することで、組織の統率力を向上させていきます。さらに、メンバー一丸となって運動を進めるために、他委員会との交流を積極的に図り、情報を共有し、コミュニケーション強化を図ることで、各種事業への出席率を高めます。また、時代に沿うために、視野を広くし、諸規程等を見直すことで、環境を整備します。そして、公益法人格を取得し5年目となる今年、過去を振り返り未来へ応用していくために、各地会員会議所より情報を収集整理し、メリット、デメリットを理解して議論した結果をまとめられる事業を開催することで、明確な答えを提案し 今後に活用していきます。総務として率先してメンバーを巻き込み、積極的に活動しやすい環境や、人を思いやる体制を構築することで組織の輪を築き上げ、その輪を青年会議所から地域へと広げていき、つながりの輪を地域の方々と共有していくことで、市民から愛される松戸を創造します。

[事業計画]

1. 会員拡大及び他委員会への積極的参加・協力
2. 地域行事・対外事業など、各事業への積極的参加
3. 他委員会との連携と協力
4. 新年祝賀会の開催
5. 総会並びに諸会議の設営

6. 監事監査・中間監査・年間監査の設営並びに運営
7. 規程・会則などの見直しと改正に関する手続き
8. LOM内の情報共有、並びにその他の委員会に属さない業務
9. 例会、各自業等に対する出席率の状況周知
10. 公益社団法人としての5年間の振り返り

[対外事業]

1. JCIASPAC鹿児島大会
2. サマーコンファレンス
3. 千葉ブロック大会八千代大会

[地域行事]

1. 緑と花のフェスティバル
2. 松戸花火大会

第6章 褒賞

(褒賞の対象)

第23条 この法人の運動に顕著な功績のあった正会員又は委員会に対し、褒賞を行う。なお、褒賞の方法及び内容は、理事会により別に定める褒章規程による

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第24条 この法人は、その事務を処理するため、事務局を設置することができる

2. 事務局には、必要に応じ事務局長1名、事務局員及びその他の職員を置くことができる
3. 事務局長は、理事の中から理事会の決議により理事長が任命する
4. 事務局員及びその他の職員は、理事長が任命する
5. 事務局長は、事務局員及び職員を指揮・監督し、会計及び庶務を処理する
6. 事務局の職務分掌は、次のとおりとする
 - (1) 事務局の管理に関する事項
 - (2) 理事会の開催に関する事項
 - (3) 物品、備品の保管、管理に関する事項
 - (4) その他庶務規則に定める事項
7. 前各号の他、事務局に関して必要な事項は理事会の決議により、別に定める

附則 本規程は2018年1月1日より施行される。